

# 写真・動画利用規約

2024年1月9日  
一般社団法人日本ゴールボール協会  
広報・マーケティング部

共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現、ゴールボール競技の普及という一般社団法人日本ゴールボール協会の理念・目的に沿った適切な写真画像・動画の利用を推進するために、写真・動画利用規約を設けています。

## ●利用申請

一般社団法人日本ゴールボール協会が提供する写真画像・動画をご利用いただくには、有償/無償に関わらず事前に申請が必要です。写真画像・動画は利用申請の目的および媒体のみにご利用いただけます。利用申請は一般社団法人日本ゴールボール協会広報・マーケティング部が窓口です。

## ●利用料金

原則として写真や動画の利用は有償となります。価格は税別表示です。

写真画像：10,000円/枚

動画：30,000円/本

以下の目的に限り、写真画像・動画は無償で提供します。

- ・報道機関による報道目的（テレビは情報番組・ニュース番組に限ります）
- ・一般社団法人日本ゴールボール協会が共催・協力するイベントに伴うチラシやポスターなどの広報目的（イベントは参加費無料に限ります）

## ●著作権等

著作権等は写真画像・動画を提供している一般社団法人日本ゴールボール協会に帰属します。必ずクレジットを記載してください。表記例は以下の通りです。

写真提供：一般社団法人日本ゴールボール協会

## ●印刷物の無償提供

今後の資料とするため写真画像を掲載した印刷物は、一般社団法人日本ゴールボール協会まで無償でご提供ください。一般社団法人日本ゴールボール協会保管用に2部に加えて、日本代表選手が映った写真画像の場合は写っている日本代表選手の人数分をご送付ください。

## ●禁止事項

一般社団法人日本ゴールボール協会の写真画像・動画を利用して、下記の行為を行うことを禁止します。次のいずれかに違反した場合、また、一般社団法人日本ゴールボール協会の理念・目的と異なる使用の場合は、その使用を差し止め、利用者負担で回収と破棄を求めることができるものとします。

- 申請以外の目的・媒体で利用すること。
- 無断で転載すること（無断で印刷物のデジタルコンテンツ化することを含みます）。
- 収益を目的とした転貸借。
- 不正・誤解を招く行為、名誉を毀損する行為、もしくは公序良俗に反する行為。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者に関連する使用。

●免責

一般社団法人日本ゴールボール協会が提供する写真画像・動画を使用することにより発生した損失・損害については、一般社団法人日本ゴールボール協会は一切責任を負いません。

写真・動画利用申請先

一般社団法人日本ゴールボール協会

広報・マーケティング部

press@jgba.or.jp